

【ケアプランチェック】

- 平成15年度の後半からケアプランチェックを導入
居宅支援事業所120カ所の1割程度のケアプランチェック、苦情のあった事業所のケアプランチェックを中心に実施

【平成17年度の取り組み】

- ①居宅支援事業所のケアプランチェック
市内120事業所のうち、平成16年度にケアプランチェック未実施の約60事業所を対象に、ケアプランの提出を依頼。不適正事例について、事業所及びケアマネージャーに対する指導を実施。
- ②福祉用具のケアプランチェック
市独自システムにより、要支援者を中心に要介護者までを対象として、福祉用具貸与者に係るケアプランチェックを実施。認定審査会資料も含めて確認し、必要に応じて利用者宅を訪問しながら、利用者及び事業所に対する自立支援に向けた指導を実施。

【平成17年度の体制】

- ・保健師（常勤） 1名
- ・点検指導員（ケアマネ資格者・非常勤） 1名
- ・臨時職員 1名